本則中「第七条の七第二項」を「第七条の六第二項」に改め、第一号中「既存住宅」を「耐震基準適合既存住宅（これらの規定に規定する耐震基準適合既存住宅をいう。以下同じ。）」に、「第三十七条の十八第三号」を「第三十七条の十八第二項」に、「国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準」を「国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準」に、「同法第三条第一項各号」を「、同法第三条第一項各号」に改め、第二号中「既存住宅」を「耐震基準適合既存住宅」に、「第五条第一項」を「第六条第三項」に、「住宅性能評価書」を「建設住宅性能評価書」に改め、第三号中「取得した既存住宅」を「取得した耐震基準適合既存住宅」に改める。

別表中「第37条の18第3号」を「第37条の18第2項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百四十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十四条の二第三項第一号、第二十六条第二項、第四十条の五第二項及び第四十二条第一項第二号の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

「第二十六条第二項第二号、第四十条の五第二項第二号」を「第二十六条第二項、第四十条の五第二項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百四十五号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七条第六項の規定に基づき、平成十八年国土交通省告示第四百六十六号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

第一号中「同法第三条第一項各号」を「、同法第三条第一項各号」に改め、第二号中「第五条第一項」を「第六条第三項」に、「住宅性能評価書」を「建設住宅性能評価書」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百四十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四の二第二項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第六百八十一号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

「第四十条の四の二第二号イ(2)」を「第四十条の四の二第二項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百四十七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四の二第四項第三号の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第六百八十二号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

「第四十条の四の二第三項第三号」を「第四十条の四の二第四項第三号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百四十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四の二第四項第四号の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第六百八十三号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

「第四十条の四の二第三項第四号」を「第四十条の四の二第四項第四号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百四十九号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の四第二項、第十八条の二十一第二項第一号、第二十三条の五の二第四項第一号及び第二十三条の六第四項第一号の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第六百八十五号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

本則中「第十八条の二十一第一項第二号、第二十三条の五の二第三項第二号及び第二十三条の六第三項第二号」を「第十八条の二十一第一項第二号、第二十三条の五の二第四項第一号及び第二十三条の六第四項第一号」に改め、第一号中「第二十六条第二項第二号ハ、第四十条の四の二第二項第二号イ(2)及び第四十条の五第二項第二号イ(2)」を「第二十六条第二項、第四十条の四の二第二項及び第四十条の五第二項」に、「定める基準」を「定める地震に対する安全性に係る基準」に、「同法第三条第一項各号」を「、同法第三条第一項各号」に改め、第二号中「第五条第一項」を「第六条第三項」に、「住宅性能評価書」を「建設住宅性能評価書」に改める。

別表中「第26条第2項第2号ハ」を「第26条第2項」に、「第40条の4の2第2項第2号イ(2)」を「第40条の4の2第2項」に、「第40条の5第2項第2号イ(2)」を「第40条の5第2項」に、「定める基準」を「定める地震に対する安全性に係る基準」に改め、別表備考4中「第26条第2項第2号」を「第26条第2項」に、「第40条の4の2第2項第2号」を「第40条の4の2第2項」に、「第40条の5第2項第2号」を「第40条の5第2項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百五十号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第二項の規定に基づき、平成二十三年国土交通省告示第千二百八十九号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

「第二十九条の二第二項第二号イ(2)」を「第二十九条の二第二項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百五十一号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第四項第三号の規定に基づき、平成二十三年国土交通省告示第千二百九十号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

「第二十九条の二第三項第三号」を「第二十九条の二第四項第三号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。